文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
33	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育園の経過措置等に関する見直し	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、毎ふ3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。	幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本来の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。 免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となるが、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。 経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む潜在的な世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。 以上より主に次の2点の支障を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。	経過措置が延長されることにより、平成32年度以降も保育の受け皿を確保することができて、待機児童の増加の抑制につながる。 また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新が義務づけられているが、保育需要の高まりを受けて、保育士の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本来の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。 免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となるが、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。 経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む潜在的な世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。 以上より主に次の2点の支障を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町	－	旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、亀津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、日杵市、竹田市、登米高田市、平佐市、宮後大野市、由布市、飯島村、日出町、臼杵町、九州地方知事会	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりより全国的に保育士不足の状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務していている保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が懸念される。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。 本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点から非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足するなかで、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併考が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が寄がっている。また、当市においては、まだ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○現在移行済の殆どんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずも3年方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており経過措置の期間延長を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となるや、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解決されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。（平成27年度から31年度までの5年間）の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得するが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところでありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。このので、保育教諭の資件を具備することが困難な状況がた場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も、支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携型認定こども園への移行の断念が発生することもあり、幼稚園教諭および保育士養成機関にも関りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることにより、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.3%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約30%、非正規職員も含めると施設全体では約30%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の促進要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得のあに現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。また、施設保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができない。保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園については平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方（保育士・幼稚園教諭）の資格を必要とする同施設においては、人材不足の深かり。一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従業者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。また、経過措置が延長されない場合においても、失職するのではなく、一定程度の配慮をお願いしたい。	発達障	－	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を受けている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい等の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。
35	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係法令では、教育委員会の所管と規定されていますが、条例により自治体ごとに各社会教育施設の所管を決定できるよう制度改正を求めます。	平成29年3月「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」及び平成30年3月中央教育審議会諮問」これは、地域課題解決こそが社会教育において求められていることであり、そのための中核的な施設として社会教育施設があるとされています。 当市では、平成28年度に、「名張市公民館条例」を廃止し、「名張市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで空いた公館や住民を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものです。また、コミュニティビジネスなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図ろうとするものです。現行の社会教育法では、要料目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センター一移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。 現在、地方自治法に基づく事務委任・補助執行により、首長部局の職員等に社会教育施設の運営を委ねることも可能ですが、最終的な責任の所在が不明確となることも懸念されます。	人口減少・高齢社会の進行に伴い、地域では、複合・複雑化した生活課題や孤30年3月中央教育審議会諮問」これは、地域課題解決こそが社会教育において求められていることであり、そのための中核的な施設として社会教育施設があるとされています。 当市では、平成28年度に、「名張市公民館条例」を廃止し、「名張市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで空いた公館や住民を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものです。また、コミュニティビジネスなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図ろうとするものです。現行の社会教育法では、要料目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センター一移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。 なお、過去の議論から、政治的中立性等が懸念されていますが、教育委員会による一定の関与があれば、政治的中立性の確保は可能と考えます。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項 社会教育法第3条、第25条 図書館法第13条 博物館法第19条	文部科学省	名張市	H30.2.23付け、官庁通報（社会教育施設を地域の核に～教育から首長部局に移管） H27.11.21付け、中日新聞（公民館を市民センターに） H27.11.24付け、毎日新聞（公民館を市民センターに）	－	公立社会教育施設の所管の弾力化については、平成28年、29年の地方分権改革に関する提案募集において、地方自治体から、博物館、図書館の所管の在り方について提案があり、検討事項とされ、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、公立博物館について「まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされた。 それらを受けて、公立社会教育施設について、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が所管することを可能とすることを中心に検討し、専門的な見地から検討を行うため、平成30年2月に中央教育審議会生涯学習分科会「「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置し、平成30年5月までに6回の会議を開催した。関係団体から表明された意見等も踏まえつつ、議会聚等を行い、これを中央教育審議会生涯学習分科会に報告し、現在引き続き議論を行っているところであり、年内に結論を得る予定。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
33	当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることからも、この問題は待機児童の解消及び認定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考える。加えて保育業界及び教育業界関係機関・関係者等からも経過措置の延長を求める声が挙がっており、保育教育現場によって現実の課題である。 また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の円滑な運営を阻害することや待機児童を増加させてしまう懸念などから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もしこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が発生することは明白である。 5年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に適宜会議を開催するとあるが、この案件は職員採用計画やこども園の運営に関わる喫緊要かつ緊急課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にするべきと考える。 また、どちらか一方の資格保有者が約1割いることとその人数自体は増えているという実態からも、雇資格取得に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に際し重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声があがっており、延長をやわなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。	6【文部科学省】 （5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）
35	提案の実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。	－	－	－	【全国知事会】 博物館をはじめとする社会教育に関する事務など、様々な施策と連動させることにより効果的・効率的に実施できる事務について、各地方公共団体の判断により首長部局での実施を可能とすること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「公立社会教育施設の所管については、当該地方の実情等を踏まえ、当該地方にとってより効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする特例を設けることについて、（中略）社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置が講じられることを条件に、可とすべきと考える。」という中教審生涯学習分科会における意見のまとめが、中教審総会に報告されたところ。 これを踏まえ、中教審から、こうした方向の答申を受けた場合には、提案を実現するということでよいか。 ○ 社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置については、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）、地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月8日）、同委員会第3次勧告（平成21年10月7日）、「義務付け・枠付けの変なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）等に反しないものとすることでよいか。 ○ 枠管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、博物館法及び図書館法の改正を検討されるということか。	御指摘の方向で考えている。	6【文部科学省】 （6）社会教育法（昭24法207）、図書館法（昭25法118）、博物館法（昭26法285）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162） 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
55	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者（市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実施経験を認めた者）、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めて欲しい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	南房総市においては、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員（非常勤職員）を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。
今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていき、現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。
また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教諭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員（非常勤職員）の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教諭等の負担となっていることとあわせて、教諭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者（かつては資格を所有していた者）を人員配置基準の資格保有者に含めることができないことに、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。 | 児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱 | 文部科学省、厚生労働省 | 南房総市、水戸市 | － | 川崎市、山県市、玉野市、東温市、松浦市 | ○本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や関連業務時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論されているが、預かり保育業務に携わる時間を新たにとれずにいるため、働き方改革が進まずに進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。 | 【人員配置基準の見直しについて】
一時預かり事業（幼稚園型）においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。人材確保が困難となっていることへの対応として、平成28年度以降、①有資格者（幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者）割合の緩和（1/2以上→1/3以上）、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業（一般型）など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。
一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関する専門的な知見を有する者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となることから、対応は困難である。
なお、一時預かり事業（幼稚園型）の補助基準額は有資格者（常勤的非常勤の幼稚園教諭）を適切に配置できるよう設定しており、平成28年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことができるよう、毎年補助の充実を行ってきている。また、御指摘の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業（幼稚園型）として国・都道府県の補助を受ける場合にのみ適用されるものである。

【免許更新対象者の追加について】
教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求めた制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されている（教育職員免許法及び免許状更新講習規則）。
このため、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。（更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し更新講習を受講しなければならない。）
また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的な状況について、別途、担当に相談いただきたい。 |
| 70 | B 地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 認定こども園施設整備交付金等の運用の改善 | 認定こども園施設整備交付金について、保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計書の取り扱いについて運用を見直すこと。 | 現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支援となっている。
→平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。
→また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、そもそもも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。 | 市町村の計画に沿った速やかな施設整備が可能となることで、保育所等を利用したい住民の子どもの受入れ枠の拡大にも繋がり、速やかな待機児童解消対策が可能となる。 | 認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備費補助金交付要綱、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について | 文部科学省、厚生労働省 | 守口市 | － | 旭川市、仙台市、福島県、習志野市、八王子市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、大阪府、池田市、貝塚市、枚方市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、奈良市、徳島県、松浦市、都勝市 | ○事業者が保育所を新設する際に活用する保育所等整備交付金について、公募開始から市審査後の国内示まで、本市でも半年程度の期間を要しており、結果として保育所の整備が単年度事業として実施できなくなる等の支障を きたしている。保育所待機児童の解消に向けて、より一層保育所整備を推進するため、従来制度（安心こども基金）と同様に、国内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図られたい。
○本市においても、現在の実施設計の取扱いでは、単年度での保育所等の整備が整備スケジュールと困難であると考え、2年事業または予算繰越しにより整備を実施せざるを得ない状況となっている。
　本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。
　以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用の見直し希望する。
○整備に係る入札、契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため、整備開始は内示を待つこととなり、本体工事等に十分な期間を確保できない。
そのため、内示前に基本設計等を行い、当該費用を事業者が負担している例もある。
内示を待っての事業着手では市の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性があるため、設計費については内示前の着手（契約）を対象とすべきと考える。
○現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支援となっている。
　内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては単年度での整備が間に合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。
○現由としては、潤沢な資金を有する法人が少ないや、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないばかりか、補助基準にある設計料加算が認められないため、実施前に補助額が下がることとなることから、本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が滞りしないことから、施設整備については翌年度整備として前に対し協議を行っている状況となっている。
　結果、待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり、加えて、事務作業についても第1年度、第2年度ともに国への協議や交付申請、実績報告を行う必要があり、整備する法人にとっても市にとっても事務の煩雑となっている。
○本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現時点においては、そのことによる具体的な支障事例は発生していないが、特に最年度事業において、事業のスケジュール上、内示後の契約となると実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。
法人としては、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスク以上で行が、例えば公立学校の施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるといった例もあるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いを可能としていただきたい。
○本事においても同様の支障事例がある。
待機児童解消に向けては、少しでも早い工事着工が望まれるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的明細を予め把握することで、入札や工事着工を内示と同時に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると単年度がZ2か年事業となり、結果的に期間が遅れ待機児童が発生する事態となる。
○内示後に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備機構によっては非常にタイトなご提案となる場合がある。一つ目、そうした際にほかの事業として申請する場合、1年目は実施設計だけではなく、竣工が必要となること、また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には翌年度ごとの申請・精算手続が必要となるなど、手続の負担や複雑さが課題と考えているところ。
よって、実施設計期間の確保や手続の簡素化の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣旨には賛同するもの。
○事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立てているが、実施設計契約締結時期が内示の発出日に左右されたため、想定よりも内示が遅くなった場合、内示が発出されるまでの期間経過も整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと想定される。
　保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても既知の支障が発生しており、内示を待って実施設計契約を行おうとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。最年度整備予定であった案件が、2か年の整備計画への変更が必要となった事例もある。
○近年、国において、新年度繰越予算によって事業を実施する事例が増加している。現制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入札する必要があるが、これでは、入札不調などの事由が生じた場合に、翌々年繰り越しが必要となるなど、この繰り越し手続きは非常に困難である。（現にそういう事例が発生した。）仮に、内示の数後を問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故のおそれを防止できる。
また、見積り書や予定額でなく現実の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用額の発生を防えることにもで、後の事務手続きが簡易となる。
対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確となる契約書類を要求することにより図ろうると考える。 | 現行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。
各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認の うえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。 |

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
53	人員配置基準の見直しについて 南房総市及び木更津市の一時預かり事業（幼稚園型）は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な有資格者（1人で2人以上＋1/3以上）を確保したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休暇などを考慮し、有資格者を2人確保しなければ基準を満たすシフトを組むことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含める、更なる緩和をお願いしたい。 幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状で取り扱いが違い、旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新をしていなくても、子育て支援員研修等の受講や十分な実務経験を有する者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は図れると考える。また、一時預かり事業における保育と教育標準時間における幼児教育とでは教育・保育の内容や方法は異なり、保育に必要な知識や技能に乖離がある。必要な専門的知見はむしろ一時預かり事業に特化した研修等で身に付けることが望ましいと思われる。 そもそも本提案は、子ども・子育て支援制度における補助の適用によって一時預かり事業を実施するに当たり、現行基準では人材の確保が困難であるといった支障から、人員配置基準の緩和を要望している。市町村の自主財源に及ばないよう、あくまで基準の見直しを検討していただきたい。 免許更新対象者の追加について 配置基準の見直しの回答では、一時預かり事業に従事する有資格者は免許更新が必要とし、この事業に従事することのみをもって、免許状更新の対象者とすることは困難であるとの回答に不満がある。 また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となる」との説明について、一時預かり事業に携望する二つ目ある中、当該リストに登録されることを拒否する方もおり、人材確保が困難される場合があるため、制度を改正し、希望者望の方であっても免許を更新できるようにすべきである。	有	－	－	【全国知事会】 一時預かり事業の設備及び運営に係る基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任すべきである。 委任するにあたっては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等とすべきである。 なお、参酌すべき基準等とすることは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを成成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	【一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和】 ＜幼稚園教諭普通免許状未更新者について＞ ○ これまで一時預かり事業（幼稚園型）に対する基準緩和がなされていてもなお、人材確保が困難だため、事業の存続が危惧される地域があるという実態の中、過去に長年の幼児教育の経験があって、故郷の預かり に対してもや分な知識と技能を有している人材がいる場合には、幼稚園教諭普通免許状を取得して関もない職員と比較しても、十分相応に人材と考えられるのではないか。 ○ なお、子ども・子育て支援制度に関する「自治体向けFAQ【第16版】（平成30年3月30日）」では、旧幼稚園教諭普通免許状所有者であって、「修了確認期限が到来した時点で免講義務者でない者（幼稚園での預かり保育に のみ従事しているまや、特別の業務に従事していない場等）のみが「普通免許状所有者」として取扱われる」ことといってことから、既に免許更新制度の例外が認められているのではないか。 ○ 以上のことから、幼稚園教諭普通免許状の未更新者を人員配置基準の員数に含めることができるよう緩和すべきではないか。 ＜小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について＞ ○ また、児童福祉施設設備運営基準第35条の規定では、保育士配置基準の特例として、小学校教諭及び養護教諭を保育士として代替配置ができることから、一時預かり事業における1／3以上の人員配置基準の員数に小学校教諭及び養護教諭を含めることは合理的ではないか。 【幼稚園免許更新対象者の拡大】 ○ 現行基準において、1／3以上の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を必置しなければならないこもかからず、一時預かり事業（幼稚園型）に従事又は従事する予定であっても、免許状更新講習を受講することができないのは制度手直ではないか。 ○ 一時預かり事業（幼稚園型）に対する高いニーズを踏まえれば、同事業の従事者の建保は重要な課題であり、教育職員となることを望ない者であっても、同事業への従事を希望する幼稚園教諭免許状未更新者による免許更新を許容すべきではないか。 ○ なお、1次ヒアリングでは、文部科学省より、「幼稚園等で作成した臨時任用教員リスト（非常勤者）」へ登載されている者であれば、一時預かり事業の希望者であっても免許更新講習を受講できる」との説明があったが、幼稚園の職員として勤務する意思がないこもかかわらず、臨時任用教員リストへ登載しなければ免許更新講習を受講できないことは不合理ではないか。	○ 御指摘の免許失効者等を有資格者として認めることについては、①幼児教育・保育に関する専門的な知見を有することが必要であるとの指摘されたが不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となること、また、②「経済財政運営と改革の基本方針2018について」又は「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、幼稚園の預かり保育の無償化に当たっては、質の担保・向上のため、一時預かり事業と同様の基準を課すこととされており、質の低下を招く対応は政策的に逆行することから、対応は困難である（各論点については、以下に別途記載）。 ○ 一方、幼稚園の預かり保育の充実及び幼稚園の人材確保については、大変重要な課題であり、文部科学省としてはこれまでも幼稚園の人材確保支援事業の実施・一時預かり事業（幼稚園型）の補助の充実等に取り組んでおり、引き続きこうした取組の実施により人材確保に努めることとしたい。 ＜幼稚園教諭普通免許状未更新者について＞ ・ 保育士資格を有しない幼稚園教諭普通免許状未更新者については、人材確保が困難となっていることへの対応として、平成29年度より「有資格者以外の者」として配置可能としたところであり、新に免許更新講習の受講を希望しない者について、一時預かり事業（幼稚園型）に従事していただけることは可能としている。 ・ なお、御指摘の修了確認期限が到来している旧幼稚園教諭普通免許状所有者の取扱いについては、本来は、質の担保・向上の観点から、新免許状保有者と同様、免許更新講習の受講を求めるべきところではあるが、現行において、 ①現から保育担当職員が免許状更新講習の受講が認められない場合があること、 ②旧免許状は新免許状と異なり有効期限を定めているものではないこと、 を踏まえ、例外的に有資格者として認めているものであり、臨時任用許未更新者と同様に新免許状未更新者を有資格者として認めることは困難である。 ・ なお、預かり保育担当職員の新免許状更新講習の受講については、全国的な預かり担当職員の状況を確認するため、今後、預かり保育担当職員の免許の保有状況、教育職員としての勤務経験や免令状況等に関する調査を行う予定である。 ＜小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について＞ ・ 保育所等において、小学校教諭及び養護教諭普通免許状保有者を保育士の代替職員として いる特例（児童福祉施設設備運営基準第35条等）については、施設全体として保育士等が2／3以上確保されていることが前提（児童福祉施設設備運営基準解釈第31条）としており、当該事業の有資格者割合（1／3以上）と比しても厳しい基準を課した上での緩和措置であることから、当該特例をはて、一時預かり事業（幼稚園型）の基準緩和を行うことは極めて困難である。	6【文部科学省】 （4）教育職員免許法（昭24法147） （ｖ）幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（9条の3第3項）の受講対象の拡大について は、幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条19号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
70	公立学校の施設整備事業についても前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるとし、また、認定こども園施設整備交付金のうち、幼稚園新増化整備については、実施設計年度は交付申請年度の前年度支出分まで対象経費となることから、認定こども園整備についても、内示前の実施設計についても補助対象としていただきたい（認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備と幼稚園新増化整備で内示前の実施設計についての取り扱いの整合性を図っていただきたい。） 事前協議については、年度内に複数回行うことが出来るスケジュールとなっているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、年度前半の事前協議を行う場合でも、そもそも内示後の実施設計では年度末での整備が間に合わない可能性がある。また、2カ年事業で申請をする場合、1年目に工事着工の必要があるため、実施設計を伴う施設整備の実施については年度後半の事前協議では対応出来ない可能性が高い。 内示前の実施設計が補助対象となれば、年度前半での事前協議の場合、単年度での整備が可能となるケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内示後に1年目での工事着工が可能となると考える。 上記を踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がると考える。	－	【管志那市】 ○前年度中にスケジュールが示され、複数回の事前協議の機会がも与けられているものの、内示後に事業着手となると、その後に実施設計、公告（入札）、開札、工事業者との契約、近隣住民への事前説明を経てエ事着手することなり、十分な工期がとれず、現実的には単年度での事業完了が非常に難しい状況である。 市町村としては、十分な工期を確保するべく、年度当初の事業着手に向け、4月内示を受けるために前年度から事前協議を行ったとしても、内示書の発出が4月の中旬以降となり、そこからの事業着手では厳しい状況に変わりはない。 さらに、交付金の活用にあたり、国から前年度の繰越予算の活用を指定された場合、事業着手後の不測の事態により事業に遅れが生じ、年度中に事業が完了できないと事故繰越を選択せざるを得ず、市町村にとっては大きな負担となる。 このため、内示前に一定の事業着手が認められるような改善を含め、制度の抜本的な改善を要望する。 【福島県】 回答は理解したが、その場合でも工事着手を4月にする場合には、前年度に行った実施設計分の補助がなされないこと等の現状を改善すべきと考える。	【全国知事会】 交付金の次年度内示スケジュールを前年度中に示して取り組んでいるとの回答だが、その内示がスケジュールより遅れているとの指摘もあるため、現状を踏まえた再回答を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		【文部科学省】 現行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。 各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。 また、30年度の認定こども園施設整備交付金の内示予定については、「平成30年度認定こども園施設整備交付金の事業募集（予定）等について」（平成30年1月29日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課長兼体事務連絡）により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については概ね予定どおりに行われているものと認識している。 ＜平成30年度内示日（実績）＞ -4月内示分：4月2日 -6月内示分：6月27日、（追加分：7月11日） -8月内示分：8月17日 【厚生労働省】 現行、保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。 各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。 また、30年度の保育所等整備交付金の内示予定については、「平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について」（平成30年2月16日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については遅延なく予定どおりに行われているものと認識している。 ＜平成30年度内示日（実績）＞ -4月内示分：4月2日 -6月内示分：6月8日 -8月内示分：8月10日	6【文部科学省】 （3）児童福祉法（昭22法164）及び認定こども園施設整備交付金 （ｉ）認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。 （関係府省：厚生労働省）

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
111	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければなら ず、認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。 が して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない（認定こども園法第3条6項）」とされている。 この事前協議は、子ども・子育て支援制度に伴い、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないよう規定しているものと考えられる。 しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。 実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務9件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の事務する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。 当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都市、中口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	－	茨城県、山梨県、津市、京都府、池田市、兵庫県、牧方市、藤井寺市	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 ○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。 ○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点から も制度改正が必要であると考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。
113	A 権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村（以下、「一般市町村」とする）が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うことされている。 しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるが、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。 また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へへ通知することとなり、都道府県との通り取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。 更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化（市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長6箇月程度）している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定となるなどとから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行って頂いしとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成29年4月27日付厚子本第275号、29文科初第215号、雇元発0427第5号）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、栃木県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	－	青森県、鍵尾区、川崎市、新潟県、山梨県、奈都府、池田市、愛媛県	○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。 ○本市においては、一元管理となっているが、市町村においても簡素化されて一元管理となることについて賛成します。 ○本属においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。 認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。 ○当局でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあっては県内すべての市町の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。	処遇改善等加算の認定については、職員処与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、広域調整及び域内の給付・事業を重層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととしていた。 そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給与等改善費における仕組みを考慮し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て会議へ諮った上で、平成29年度より「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年2月11日府政共生第349号、29文科初第1463号、雇元発0331第10号）を改正し、認定権限を移譲したところである。 指定都市・中核市以外の各市町村への移譲については、制度開始時の考え方に加え、平成29年度から処遇改善等加算Ⅱという新たな仕組みを新設したところ、個々の職員ベースでの発令・給与改善状況や研修受講状況など、従来よりも多数の情報を適切に確認する必要が生じていること等を考慮し、引き続き都道府県において認定を行うことが適当であると考える。 なお、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る各種様式については今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。
114	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の研修中の困難な状況にあるが、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信教育やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、仕分研における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が（1分間ごとに）15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修受講1480名に対し、修了者は480名である。 研修受講が必須化される予定の2022年度末までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの関処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象職等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	○時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。 ○研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、市市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	－	北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須坂市、山梨県、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、堺市、東大阪市、泉佐野市、島本町、松浦市、宮崎市	○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保育の運営を考えると困難な状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。ついては、保育所運営への負担が軽減される内容に見直す必要があると考える。 ○対象となる保育教諭等全員が（1分間につき15時間）もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに受講が困難な状況にある。 ○当市において代替保育士の確保が困難ったため、所定の研修を受講できない事例が発生している。 ○県に対して当市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラーニングの導入についても、前向きに検討をしていただきたい。 ○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。 ○現実自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。 ○当局は黒土が広く偏在もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬季間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 ○対象園から充分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能かが安情する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるなどの、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。 ○当局では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけではなく、人口が広域に分散しているほか、冬は豪雪で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や乗換治を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて研修の受講は より厳しい。今年度から14箇所程度を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に出向いて受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直していただきたい。 ○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的な役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れることにより、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。 ○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考える。 ○本属においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声があがっており、当該提案に賛同する。 ○当市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。 ○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分間ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、休憩不要等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。 ○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。 ○当局においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性を感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。 ○処遇改善等加算Ⅱの加算要件となる今年であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を移了した場合においてもその効力が有効となるが、1分間につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等にとっても負担が生じている。 ○対象となる保育士等全員が（1分間ごと）15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022年度末までに、より多くの保育士等の研修を受講できるよう研修方法の見直しをしていただきたい。	○保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
111	市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 所管府省は現行制度と協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。 【全国市長会】 所管省からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議の解釈について、自治体向けFAQ等において、周知徹底を図っていく予定である。	6【文部科学省】 （10）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） （１）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除く。）への協議（3条6項）については、当該認定こども園の設置者が市町村（指定都市及び中核市を除く。）である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）
113	市町村における事務処理体制について、処遇改善等加算以外の加算や認定等の事務はすでに行い実績も積んでいることから、ことさら都道府県の体制が整っており市町村が整っていないとの考えは当たらないと考えるが、そう判断される根拠をお示しいただきたい。 　また、各種様式について、自治体の負担を減らすため簡素化していただいたことは大変ありがたいことであるが、それならばなおさら「事務処理体制が整っている」ことを理由として都道府県があえて認定事務を行う必要はないと考える。 　なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の38市町村のうち、約3割にあたる11市町から賛同が得られたところである。	－	－	－	【全国市長会】 権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式とすることを含めた検討を求める。		１次回答にもあるように、処遇改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、都道府県・政令市・中核市を認定権者としている。 　提案団体管内の市町村の約7割からは賛同を得られていないことから直ちに全市町村に権限を移譲することは慎重に検討する必要がある。 　全国市長会からいただいている手挙げ方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の更なる簡素化と併せて検討してまいりたい。	5【文部科学省】 （12）子ども・子育て支援法（平24法65） 　施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）１条35号の５）における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）
114	保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出されているところ。 　研修の修了評価については「ガイドライン」の「4 研修修了の評価」において、「研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、10時間以上の研修（別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。）を全て受講していることを確認するとされているところ。 　「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等（以下「通信制等」という。）による受講においては、この研修の受講確認等が課題となるところ、現時点において「通信制等」による受講が認められているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。	－	－	－	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、模倣を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。		一次回答でお答えしたとおり、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められている。 　平成29年4月1日付雇児保発0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施することに関しては否定していないし、しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今年度、委託事業であり保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究業務一式において、キャリアアップ研修をeラーニング等で実施するに際して、効果的な実施方法を検討するとともに、都道府県がeラーニングによる研修を実施する際に参考とできるような映像等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っているところ。 　当該調査研究を取りまとめた後、eラーニングによる研修の実施について情報提供を行ってまいりたい。	6【文部科学省】 （13）子ども・子育て支援法（平24法65）及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
147	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し	都年度における施設監査（一般監査）の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設）への一般監査（実地）の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求めるなど、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設）への施設監査（一般監査）の周期については、原則毎年に行うことが可能となる。（都年度における社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設）への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。 施設監査（一般監査）と法人監査については、ともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。 施設監査（一般監査）と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査（一般監査）と法人監査では法人の在対者は同一人物であることが多いことから、同一日に実施することが効率的である。 特別養護老人ホーム や幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	施設監査（一般監査）の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査（一般監査）と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第49条、児童福祉法第44条及び第46条、認定こども園法第19条、生活保護法第4条、児童福祉法施行令第39条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について（通知）」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県	－	宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市	○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等）の適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査については、ともに毎年度が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。 施設監査（一般監査）と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複、また、法人側の応対者が同一人物となることも多く、同一日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながると考えられる。 特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査（一般監査）の周期については法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査（一般監査）と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事案にあたっての迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。 ○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。 ○当市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることより、不都合が生じてくると考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期を合わせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。 ○　監査対象施設の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設については2年の周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。 ○本市においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することを検討している。 　施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とならない状況となっている。 ○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する当市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。 ○　監査対象施設の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設については2年の周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。 ○本市においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することを検討している。 　施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とならない状況となっている。 ○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する当市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。 ○　監査対象施設の増加については、児童福祉施設への監査は従前より年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。 ○提案に賛同する。 　本県では、老人福祉施設、障害者支援施設（自治事務）については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同一日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ（保護施設（法定受託事務）については、従前のとおり変更なし）。 　その一方で、児童福祉施設（自治事務）については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や老朽化の進む施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。 ○法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。 また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。 ○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、幾年何らかかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい	平成21年3月の更新制導入前の制度においては、一旦段与された教員免許状は、懲戒免職等による失効又は取上げ処分の対象とならない限り、終身有効であることから、更新制導入前に授与された免許状を有する者に対して、更新制導入後に授与された新免許状を有する者に対して、更新制導入後に授与された新免許状を有する者と同様に更新制を適用すると、違反通用という不利益とのバランスをとるため、新たな制約は必要最小限のものとし、できる限り既得権益の保護を図ることが必要である。 そのため、既に旧免許状を有している者が、更新制導入後に授与された免許状によってその権利義務期間に変動を生じさせ、より強い補利益を伴う不利益を課すことは適当ではない。一方で、10年ごとに受講する講習の内容については、講習により刷新する知識・技能は必ず教員として共通の内容であることから、旧免許状を所持する教員が新たに免許状を取得した場合であっても、有効期間を付与す、旧免許状所持期間教員はこの更新講習の受講義務のみを課すこととしている。 10年ごとの更新講習を受講するに当たり、当該教員が複数の免許状を有する場合には、短期間に何度も更新講習を受講することを可は求めないこと、また修了確認期及び有効期間の管理をわかりやすくすることから、一律の起点をもってその期間を管理する必要がある。 その起点を定めるに当たり、免許状そのものに有効期間の付されている新免許状は、免許状の授与時を起点として管理することしている。その際に、本人の利益を考慮して、最も新しい免許状の授与時を起点とし、 一方、旧免許状保有者は、免許状そのものに有効期間が付されていないことと、更新制導入の時点で既に免許状を授与されたとから10年を超えている者が多数存在したことから、免許状授与時を起点とすることはできず、このため、最も本人にとってわかりやすい時点として、本人の生年月日によって起点を定めることとした。ただし、本人の選択により、やむを得ない事由により免許状更新講習を修了できないときや新たに免許状の授与を受けたときには、修了確認期間を延期する手続きをとれることとしている。 　このように、旧免許状保有者と新免許状保有者とでは起点の設定の仕方が異なるため、旧免許状保有者の修了確認期間を、新免許状の有効期間と同様に、新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難であると考えられる。 ○旧免許状所有者が、平成21年4月1日以降に、免許状を追加取得した場合、旧免許状所有者となるが、旧免許状所有者であり、平成21年4月以降に免許状を追加取得した者が、自身を新免許状所有者であると誤認し、修了確認期間について、満期後に問い合わせるなどの事例がある。 ○学校や教育委員会では、新旧の免許状制度の違いに留意しながら更新時期を把握する必要が生じており、事務の煩雑さが課題である。 ○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して冬取説、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。 ○本市においても、旧免許状を所有する教員が新たに免許状を取得したとき、自動更新されると勘違いしている教員がいる。 旧免許状所有者も自動更新されることは、教員の免許申請負担の軽減につながり、教育委員会も免許更新時期を把握する作業が軽減されるため、検討を希望する。 ○新免許状と旧免許状の取扱いが異なるため、制度を改正することにより、制度を誤認して免許状が失効する教員が減少する。
149	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いを同一に統一し、更新期限の自動延長	旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いを同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者（新免許状）とそれ以外（旧免許状）の者に区分できる。 新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。 この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を誤認した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。（H29.3末全国現職教員の更新状況（文部科学省統計）対象91,987名、うち201名失効、H29.1～6の間、公立学校で7名が失効（各県HP公表）） また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。	・教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。 ・制度を誤認することにより免許状が失効する教員が減少する。また、失効に伴い失職する教員も減少し、生徒や学校への悪影響が軽減される。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則（平成19年）第1、2、8条	文部科学省	長野県	－	旭川市、福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、静岡県、田原市、京都府、京都市、奈良市、生駒市、徳島県、和山市、高知県、北九州市、熊本市	○旧免許所持者が新たに免許を取得した場合、手数料を支払い手続きを行わないと有効期間の延長ができないため、事務的な負担が大きい。 免許を取得している県が自動的に延長できる制度に変更できるとよいと考えている。 ○旧免許状所持者で新しく教員免許状を取得した者が新免許状と同様に自動的に修了確認期限が延長されるとは誤認し、教員免許状が失効した事例がある。 ○旧免許状所持者が教員免許状を追加取得した場合、自動延長されず、別途、更新講修了確認期限の延期申請を行う必要があり、新免許状対象者が教員免許状を追加取得した場合に比して、事務が煩雑となる。 ○教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる中、制度が複雑であるため、未届でも約年度、更新手続を行わず、採用が取り消された者が1名いた。 　未届でも全国同様に昨年度から、現職教員の免許状失効を防止するため、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、制度誤認による失効防止の観点からも、旧免許状所持者の自動延長を認めるべきである。 ○本件と全く同様の誤認による免許状失効はないが、教員免許状の失効事例はあり、教員の間で制度に関して混乱していることは事実である。制度改正によって確認作業の軽減や誤認誤の減少が期待される。 ○新たな免許状取得により、修了確認期限が自動延長されるとの誤解が原因で免許失効となった教員がいる。 ○制度が複雑で十分に周知されていない、そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、大きな負担となっている。 ○延期申請が必要であることを知らない教員もおり、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。 ○旧免許状所持者が、平成21年4月1日以降に、免許状を追加取得した場合、旧免許状所持者となるが、旧免許状所持者であり、平成21年4月以降に免許状を追加取得した者が、自身を新免許状所持者であると誤認し、修了確認期限について、満期後に問い合わせるなどの事例がある。 ○学校や教育委員会では、新旧の免許状制度の違いに留意しながら更新時期を把握する必要が生じており、事務の煩雑さが課題である。 ○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して冬取説、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。 ○本市においても、旧免許状を所有する教員が新たに免許状を取得したとき、自動更新されると勘違いしている教員がいる。 旧免許状所有者も自動更新されることは、教員の免許申請負担の軽減につながり、教育委員会も免許更新時期を把握する作業が軽減されるため、検討を希望する。 ○新免許状と旧免許状の取扱いが異なるため、制度を改正することにより、制度を誤認して免許状が失効する教員が減少する。	平成21年3月の更新制導入前の制度においては、一旦段与された教員免許状は、懲戒免職等による失効又は取上げ処分の対象とならない限り、終身有効であることから、更新制導入前に授与された免許状を有する者に対して、更新制導入後に授与された新免許状を有する者と同様に更新制を適用すると、違反通用という不利益とのバランスをとるため、新たな制約は必要最小限のものとし、できる限り既得権益の保護を図ることが必要である。 そのため、既に旧免許状を有している者が、更新制導入後に授与された免許状によってその権利義務期間に変動を生じさせ、より強い補利益を伴う不利益を課すことは適当ではない。一方で、10年ごとに受講する講習の内容については、講習により刷新する知識・技能は必ず教員として共通の内容であることから、旧免許状を所持する教員が新たに免許状を取得した場合であっても、有効期間を付与す、旧免許状所持期間教員はこの更新講習の受講義務のみを課すこととしている。 10年ごとの更新講習を受講するに当たり、当該教員が複数の免許状を有する場合には、短期間に何度も更新講習を受講することを可は求めないこと、また修了確認期及び有効期間の管理をわかりやすくすることから、一律の起点をもってその期間を管理する必要がある。 その起点を定めるに当たり、免許状そのものに有効期間の付されている新免許状は、免許状の授与時を起点として管理することしている。その際に、本人の利益を考慮して、最も新しい免許状の授与時を起点とし、 一方、旧免許状保有者は、免許状そのものに有効期間が付されていないことと、更新制導入の時点で既に免許状を授与されたとから10年を超えている者が多数存在したことから、免許状授与時を起点とすることはできず、このため、最も本人にとってわかりやすい時点として、本人の生年月日によって起点を定めることとした。ただし、本人の選択により、やむを得ない事由により免許状更新講習を修了できないときや新たに免許状の授与を受けたときには、修了確認期限を延期する手続きをとれることとしている。 　このように、旧免許状保有者と新免許状保有者とでは起点の設定の仕方が異なるため、旧免許状保有者の修了確認期を、新免許状の有効期間と同様に、新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難であると考えられる。 ○旧免許状保有者が延期の手続きなく、免許状を取得した時点を起点とした新たな修了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しないままに、旧免許状保有者の中に生年月日によって起点が定まる者と、免許状取得時を起点とする者とが混在することになり、かえって期限の管理が複雑になることが懸念される。 　文部科学省としては、教員免許管理システムの改修等により、一人の教員が所持する免許状及びその有効期間、当該教員の修了確認期限を一覧で表示することなどを検討していくところであり、このような方法で修了確認期及び有効期間を管理できるようにすることが、制度誤の誤据に沿うものと考えている。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
147	○　本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対して詳細的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。 ○　監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるとのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定員増加に伴う1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に即していませんし、また、社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要があります。 ○　本件提案の実現により利用者負担金に係る「質」の低下を招くとのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。 ○　老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も採用的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。 ○「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配意すること」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		○老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とすることは入所者処遇の低下を招かないことから不適切と考える。 また、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による実施が可能としているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は図られているものと考える。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考える。 ○障害者支援施設等に対する一般監査は、適切な障害者の支援の確保を目的として毎年1回の実地監査を原則としており、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、例外的に2年に1回の実地監査を可能としている。 これにより、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としており、更なる業務の効率性をいて周期の緩和をすることは、不適切であると考える。 ○保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。 また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、種利機関や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。 このように、児童福祉施設においてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由により損度を減らすとはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。 ○保護施設の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回とし、差し支えないことしているところであり、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としているところである。更なる業務の効率性をいて周期の緩和をすることは、適切ではない。 ○幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前のお子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。 実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地監査を行うことの効率に留意することとしている。 そのため、法人監査の業務との効率化ということのみをいて、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。	6【文部科学省】 （10）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） （ｅ）幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）
149	旧免許状所持者は、免許状を追加取得した場合等において、申請により修了確認期限を延期できる。長野県では、これまでに1,000件を超える延期申請がなされており、既に生年月日によって起点が定まる者と、免許状取得時を起点とする者が混在した状態で管理している。 よって、「かまって期限の管理が複雑になる」との指摘は当たらず、「法制上困難である」との主張も説得力はない。 また、「教員免許管理システムを改修し、教員が所持する免許状及びその修了確認期限の一元化により問題は解決する」旨回答があるが、新旧制度の違いによる教員の誤認が解消されるとは考えられない。 今回の提案は、免許状を追加授与したときの新旧制度の扱いを同等とし、制度による混乱の解消を目的としている。 制度改正により、①教員の誤認がなくなり、免許状失効の一因を排除できる、②旧免許状を追加授与した者が全て自動延期となることで、免許管理者above1で管理が簡単になる、③都道府県教委による免許状追加授与に係る延期申請処理、教員の免許状失効への対応、現職教員が免許失効しないための教員の免許更新研修への就業業務などが大幅に軽減される、といったメリットが考えられる。なお、この改正が旧免許状所持者の不利益となるとは考えられない。 免許更新制の新旧制度の違いが学校現場に混乱をもたらしている状況を鑑み、法制度の安定を図るためにも、本提案を実現していただきたい。	－	【静岡県】 文部科学省の見解では、教員免許状旧免許状保持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長は法制上困難とあるが、今後この制度を実施していくには、事務作業が大きな負担であり、教員の免許失効も懸念されることから制度改正を希望する。 また、「教員免許管理システム」の改修費用や維持管理費用については、文部科学省の予算で対応をお願いしたい。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○　免許状を追加取得した旧免許状所持者に係る修了確認期限について、「「生年月日」と「最新の免許状授与から10年」のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただきたい。 ○　免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知していなかったことから、文部科学省above1通知等で情報提供をしていただきたい。 ○　提案団体とアリングにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、都道府県教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。	旧免許状保有者の修了確認期限は、新免許状の有効期間の満了日と起点の設定の仕方が異なるため、新免許状と同様に新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難である。 「旧免許状保有者が、延期という行政処分の手続きなく、免許状を取得した時点を起点とした新たな修了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しないまま、旧免許状保有者の中に生年月日によって起点が定まる者と、免許状取得時を起点とするものとが混在することとなり、かえって期限の管理が複雑になる。 仮に制度案のとおり、免許取得時から10年後と制度改正をした場合、免許状を追加取得したのが制度改正の前か後かの違いにより、改正内容が適用される者とそうでない者が生じ、制度とは不整合になり、制度に対する新たな誤解を生むことにもなりかねない。 また、「生年月日により規定される更新講習修了確認期限」と「最新の免許状授与から10年後として規定される更新講習修了確認期限」のいずれか遅い方に統一するという御提案についても、旧免許状保有者で免許状を追加取得した者のなかに「生年月日により規定される更新講習修了確認期限」にて管理されている者と「最新の免許状授与から10年後として規定される更新講習修了確認期限」にて管理されている者が混在することになり、制度が複雑になるため、御提案団体の主張には賛成しかねる。 文部科学省としては、教員免許管理システムの改修により、教員の修了確認期限及び有効期間を誤解なく、簡便に理解いただくための表現を発行できるようにすることによって、失効者の軽減及び確認の簡略化を図っていきたい。	6【文部科学省】 （4）教育職員免許法（昭24法147） （ａ）旧免許状所持現職教員（附則2条2項）が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者（2条2項）への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 ［措置済み（平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）］ （ｂ）教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （ｃ）旧免許状所持現職教員（附則2条2項）が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
150	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記	個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者（新免許状）とそれ以外（旧免許状）の者に区分できる。 旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。 また、新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難である。 さらに、旧・新免許状所持者ともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確認ができない。 教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、上記の状況のため、確認作業が負担となっている。	・教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。 ・免許所持者、学校、教育委員会のすべてが正確な有効期間を把握することができ、現職教員の免許失効が減少し、教育現場への悪影響が軽減される。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則（平成19年）第1、2、8条	文部科学省	長野県	－	福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、田原市、京都府、京都市、大阪府、泉大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市	○更新期限を把握するには、保有する全ての教員免許状等を確認する必要があり、また旧免許状保持者は更新期限が教員免許状に記載されていないことから、更新期限が一目で把握しづらく、旧免許状保持者と新免許状保持者の更新期限に係る制度の違いを正確に理解した上で、初めて更新期限を把握することができ、事務が複雑化している。全ての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記することで支配の課題は解消される。 ○教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる等、制度が複雑であるため、未届でも許年度、更新手続を行わず、採用が取り消された者が1名いた。 本県でも許年度から、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施していたが、大きな負担となっており、教員や教育委員会等が正確に有効期間を把握し、免許状失効を防止する観点からも、免許状の集約を実施すべきである。 ○本市でも、教員免許状所有者が複数の免許状を所有している場合に、修了確認期限の把握に苦慮しているのは事実である。1枚の免許状に集約することで、修了確認期限の把握が容易になり、把握作業の軽減や誤認防止にも繋がると考える。 ○将来的に新免許状所有者の増加が見込まれるため、教員免許状の集約化は検討されるべきと考える。 ○制度が複雑で十分に理解されていない、そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。教員免許状を授与した際に開わらず運転免許証のように一枚の電子カードに集約し、その情報を本人、教育委員会で確認できるようにしていただきたい。 ○旧免許状を所持する者が、平成21年3月31日以降に新しく免許状を取得した場合でも旧免許状所持者であるが、自身が新免許状所持者だと勘違いし、更新時期を誤解する等の問題が発生している。また、新免許状所持者で、複数の免許状を持つ者から、免許状の有効期限はいつなのか等の問い合わせがある。 ○平成21年4月に教員免許更新制度が導入されたことに伴い、免許管理者は教員ごとに免許状情報を管理することが必要となった。特に二重年は更新対象者が増加し、現職教員の更新状況の把握や問合せ対応に時間を要している。 免許状を1枚にして情報を一元的に管理できるようにすることで、各教員の更新期限の把握が容易になり、免許失効や学校現場の混乱を防ぐことが期待できる。 ○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して申請日、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。	平成32年後半の運用開始を目指し、教員免許管理システムの改修を教員免許管理システム運営管理協議会及び文部科学省に検討しており、その改修のうち、教員自身のもつ免許状情報を一枚にまとめた「新たな確認書類」を発行する機能の実装を検討している。本書類の発行が可能になれば、更新期限及び有効期限がわかりやすく表示されることとなる。
194	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている（保育教諭）が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる、全国的な保育士不足を踏み、特例措置の延長を求める。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得のために現場から離れてしまうことより、保育現場に支障を含むにしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。 ○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることから その役行を推進しており、平成27年4月に すべての公立の保育所（19園）・幼稚園（7園）が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月末でに私立保育所（3園）私立幼稚園（8園）が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所（6園）と調整を行っているところである。どりかけ、私立幼稚園からの認定こども園には、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後も残る私立保育所（50園）、私立幼稚園（17園）に働きかけを行う予定としている。 このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、数年期間が年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。	○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。 ○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊中市	－	旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会	○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、各保育施設ともこれまで保育士資格者一方の実情・負担しかなかったことから、特例措置終了後には保育現場を閉じざるを得ず、職員の確保のうちに調整になることが想定される。待機児童の増加に直結する。 ○認定こども園へ移行を検討されていた保育所ですが、一旦こどもルーム一方の保育所を閉じていた職員がいる事は把握しており、当該施設では21年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育など一般職員として活用することが検討している。本経済的の観点からも職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点から非常に有効であり、是非とも柔軟に検討をしていただきたい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園が市内全域に配置されており、正規職員の資格保有者確保が安定してきたところであるが、職員職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の職員職員等の配置が困難となることが想定される。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担いとなる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の両者が必要で保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、他市においては、本だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特例制度の対象となっず3月末の保育教諭等が確保できない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での定員の減少や人数が減少し、待機児童数が増加することが予想される。 ○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が本年間しか無いため、期間の延長が必要であると思われる。 ○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することは困難となっており、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因として待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事業者を信頼する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。 ○特例措置が期間に制限で、特例期間が認定こども園に移行することで、保育の現状を維持する力がなくなり、保育士の確保が困難となり、保育の質の低下が懸念されるとの声が挙がっている。また、現在も保育教諭、保育士が不足しており、既存の施設においては、経験年数が浅い保育士が多くを占めており、保育の質の低下を懸念するとの声も、特例措置の延長を求めるべき。 ○市内私立幼稚園のうちまだ、認定こども園への移行が進まない状況があり、他の幼稚園が認定こども園を移行していくことは見込まれていたが、経過措置の延長をめぐる。 「平成31年度から31年度までの特例」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の安行基準値にしてほしい。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっており、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することは困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度以降見通しが立たず、不足することが考えられる。さらに、人員配置基準を満たす ために、幼保連携型認定こども園への移行が進まされるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも影響があり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることなるなど、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がる。 ○子育ての不安が深刻化しているなか、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○保育士不足が深刻化しているなか、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○本市では、近年、待機児童が減少して市政策優先が行われ、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに140施設を開設しているものの、一方で、保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が問題となっており、特に、民間の幼保園と幼稚園教諭の資格を有する者の確保が困難となっている。また、保育士や幼稚園教諭の資格を有する者を確保するために、人材の確保に苦慮している。また、保育士や幼稚園教諭の資格を有する者を確保するために、国家戦略特区制度を活用して、必要な保育者を確保できるようにすることなど、その制度が可能となる状況を希望しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○「経過措置」は「特例制度」と別の取扱いではあるものの、H31以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育士養成協議会・全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟から「H30.8.10 国へ要望済み」	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見がべられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
190	教員が所持する全ての免許状情報を一枚にまとめ、更新期限又は有効期限が表示される「確認書類」を発行するシステムへ改修するとのことであり、ぜひ早期の実現を求めたい。 なお、システム改修に当たり、次の3点を要望したい。 ・システムの改修予定、制度設計を通知等により随時情報提供されたい。 ・都道府県から意見聴取を行い、システムに係る所要経費の軽減策を検討されたい。 ・システム改修に伴って都道府県において発生する費用については、その全額に対し適切な財源措置を講じられたい。	－	【京都市】 「新たな確認書類」を発行することで免許に係る書類が増え、有効期限を確認するための負担の増加が想定されるため、教員免許状を1枚に集約する方法が最善である。 また、「新たな確認書類」を発行していると仮定した場合であっても、教員本人の新旧の確認書類の取り違えを防ぐために、古い書類を確実に回収する等、防止に向けた運用方法の検討が必要である。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　免許状を追加取得した旧免許状所持者に係る修了確認期限について、「1生年月日」と「最新の免許状授与から10年」のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただきたい。 ○　免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知していなかったことから、文部科学省として通知等で情報提供をしていただきたい。 ○　提案団体とヒアリングにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、都道府県教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。	教員が所持する免許状情報を一枚にまとめ、更新講習修了確認期限及び有効期間の満了日を一覧性をもって表示する確認書類の発行を含めた、教員免許管理システム改修のための費用を平成31年度概算要求に計上しているところであり、文部科学省としては当事業の成立に努力する。 また、教員免許管理システムの管理については都道府県で組織する教員免許管理システム運営管理協議会により行われている。従来から文部科学省としては、協議会を通じて都道府県教育委員会の意見を伺いながら、連携して制度の設計を行ってきているところであり、今後とも引き続き連携してまいりたい。	6【文部科学省】 （4）教育職員免許法（昭24法147） （ⅰ）教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
194	経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支障となることから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声があがられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○　今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。	6【文部科学省】 （5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例を含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
198	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。 キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直したうえで、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数の3/5年数に6万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。 なお、平成30年4月16日付の通知（「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（2）一部改正について」）でも一定の見直しが図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想されるなか、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。	子ども子育て支援法、特定保育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に関する費用の額の算定に関する基準等（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第39号）「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1403号、雇児発0331第10号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	静岡県、神奈川県、兵庫県、滋賀県、三重県、三島市、伊勢市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町	－	花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山梨市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県	○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり問題未化を要望する。 ○当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の複雑さ等に対する不満の声が聞く機会が多い。また、現場の職員から、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、多様度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。 ○処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決められている。 施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は勤い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。 このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しが図られることを求める。 ○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直していただきたい。 ○加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消に欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。 ○処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているがり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。 また、年度途中に採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。 本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されたが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。 ○当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。 ○本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑だため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実に行うために、配分方法の制約の撤廃を求める。 ○施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。 施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。 ○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。 ○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。 国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。 ○本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。 そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する「市処遇改善等加算Ⅱ」を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。 ○処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能、そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。 ○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択することが困難になり、職場の人間関係を慮さして処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。 ○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。 ○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することなり、安定した保育士の定着に寄与すると注目し続い。 ○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象にならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。 ○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。 ○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。 ○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの適用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うことなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。 ○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。 配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。	昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、概に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけではなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。 その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能とし、「ほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い期間の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。現としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。
218	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師（専門的な知識経験等を有する者を非常勤職員として雇用するもの）を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第1項で定める授与権者（都道府県教育委員会）に届け出なければならないことになっている。 各市町村で雇用しているにも関わらず、雇用した旨を都道府県教育委員会に届出る旨が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	「特別非常勤講師の届出」の義務を撤廃することで、届出に必要な書類の作成が無くなり、事務量の軽減が期待出来る。	教育職員免許法第3条の2、第5条第1項	文部科学省	熊本市	－	高知県、北九州市	○本市においても同様の課題があり、特別非常勤講師を任命する際に、県教育委員会に届出に係る必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	特別非常勤講師制度は、学校の教育内容の多様化に資するよう、幅広い経験を有し、優れた知識や技術を持つ社会人を学校教育において活用できるようにすることを目的に、教科の領域の一部に係る事項に限って、教員免許状を有しない者を非常勤講師として雇用し、教授することを認める制度であり、教員は original の免許状を有するまでではければならないとする免許状主義の例外として、昭和63年の教育職員免許法改正により導入された。導入当初は、授与権者の許可を受けることが必要とされていたところ、学校教育への社会人の参画を一層促進するため、平成10年の教育職員免許法改正により、その手続きを授与権者への届出に簡素化し、現状では、年間約2万件程度活用されている。 授与権者においては、本制度が要件を満たした形で適切に運用されていることを、届出内容の確認によって監督しており、本届出の手続きを撤廃することとした場合、制度の要件を逸脱した運用を招きかねないことが懸念されるため、本届出の手続きを撤廃することは困難である。
223	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校の通隔教育における オンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の通隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り特例的に認めているオンデマンド型授業を、中山間地域の小規模高等学校における全日制の教育課程にも拡大すること	高等学校における通隔教育では、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り、オンデマンド型授業を「特別の教育課程」とみなして単位認定を認めている。 一方、物理や数学などなど学習に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ場合は、単位認定が認められていないことから授業時間内で対応ができず、その他の教科の加力補習を行う放課後や休日に、さらに時間を割いて学習することになり、生徒の負担が大きい。 また、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の通学校に通学（場合によっては転居）する実情があり、中山間地域の高校の小規模化・地域の過疎化が進行している。	通学に特化した教育課程が編成できない中山間地域の小規模校においても、一定の時間数を同時双方向型授業又は対面指導で補うなどの条件のもとに、オンデマンド型授業の単位認定が可能になれば、生徒の負担が軽減され、通学過点校の生徒と同じ条件で、放課後や休日を主要科目の加力補習等に充てることが可能となる。 通隔教育は、教育環境に制約の多い中山間地域の生徒の可能性を広げる有効なツールであり、より活用が広がる方向での規制緩和をお願いしたい。	学校教育法施行規則第86条	文部科学省	高知県、愛媛県	規制改革実施計画6医療分野-613（29.6.9閣議決定）	－	－	平成30年7月11日に実施された関係団体とヒアリングにおいて、提案主体は、「オンデマンド型授業」の質の確保のために「配信側の授業の先生と同一教科の教員を配置」としているが、生徒がいる教室に当該教科の免許状を有する教員が配置されている状況であれば、オンデマンド教材の使用は可能であり、ご提案の趣旨は現行制度上も実現可能である。

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
198	関係府省の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとした」としている。 しかしながら、施設の規模により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経験を満たす職員全てに月額4万円を支給することはできない。 また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額4万円の賃金改善を行う職員数を加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という要件があるため、保育士の構成によっては、公平に配分することもできない。 さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半数に月額4万円を配分しなければならず、加算総額を職位に見合うように配分することができない。例えば、月額4万円の賃金改善を行う職員と次の職位の職員との間で賃金改善額の差が大きくなりすぎるなどの不都合が生じている。 他にも、処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給し、処遇改善に努めてきた施設では、月額4万円の賃金改善を行うと、職制間差と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。 以上のことから、加算総額が各施設等の職量により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を御検討いただきたい。	–	【福島県】 そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の全額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考える。	–	【全国知事会】 少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては待機児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り組むこと。 今年度から要件を一部緩和したとの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じているため、当該提案について再度検討を行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○　処遇改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体を（はじめ、市町村によっては中堅以上の階層の職員が多く存する施設・事業所も多い。）、これらの施設・事業所にとっては、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用のしやすさの向上には繋がっていないところ。 今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に確実に行う」という要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。 ○　なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。	国としては、まずは今年度の見直しによる仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っているところであり、今回の見直しによる加算の取得状況等について調査し、専門部会御指摘の運用上の問題点等も含めて検証を行ったエ、必要な対応を検討してまいりたい。	6【文部科学省】 （12）子ども・子育て支援法（平24法65） 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育）に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）「6歳児の3:1における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）
218	特別非常勤講師の届出内容に関する授与権者の確認については、高度に専門性を有するものとは思われず、授与権者から必要な引き継ぎ等を受けることにより、法令の趣旨に沿った適切な運用を行うことが可能であると考えている。 現在でも、免許状を有しない特を非常勤講師として採用する際には、本制度の要件を満たすかどうかの確認を慎重に行うなど、特にその運用に関しては配慮している。 以上のことから、授与権者への届出を廃止したとしても、設定されている「制度の要件を逸脱した濫用」を担ぐとは考えられず、また、学校における働き方改革を進める中、学校及び教育委員会における事務の負担を少しでも軽減するため、前向きな検討をお願いしたい。	–	–	–	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		憲法及び教育基本法に定める教育の機会を確保するため、学校教育について公費を支出するとともに、公費によって支えられている学校教育の質を制度的に保障し、社会に対する説明責任を果たすため、学習指導要領、教科書、教職員の数及び質などに関する議制度が定められている。 学校教育を実現するための人的組織として、教育職員及び他の職員が学校教育法等に規定されている。これらの教職員のうち、教育職員については、児童生徒の学習指導、評価等を行うなど学校教育の提供に関する重要な職責に鑑みて、その全員に免許状を保持する義務を課している（免許状主義）。これによって、学校教育の質に対する社会的な信頼感を制度的に確保するとともに、専門職としての教育職員の地位を明確にしている。 特別非常勤講師は、教科の領域の一部を教授する非常勤の講師（教育職員）であるが、免許状を有する教諭等と同様に児童生徒の学習指導、評価等を行うものであり、本来であれば保持する免許状を有する必要があるところ、学校の教育内容の多様化に資するよう、幅広い経験を有し、優れた知識や技術を持つ社会人を学校教育において活用できるようにすることを目的に、届出という行政手続を介することによって免許状主義の例外を認めるものである。 届出制度は、免許状の授与・管理を行う都道府県教育委員会に関しては、特別非常勤講師の当該校における指導領域や指導計画上の位置づけなどを把握し、適切な運用がなされていない場合には指導監督を行うことを制度的に確保するものである。また、採用権者に関しては、届出を通じて特別非常勤講師の要件充足性を事前にご自ら確認させることを制度的に確保するものである。 届出によって免許状主義の例外を認める、という行政手続を介さずに特別非常勤講師の採用が可能になることは、免許状を有することが必要とされない教育職員が存在することになる。また、都道府県教育委員会による事後的な監督や採用権者自身による事前の要件確認の機会の確保について何ら法的な担保をすることなく、免許状を有しない教育職員に児童生徒の学習指導、評価等を行わせることになる。このことは、教育職員に対してすべて免許保有義務を課すことを通じて確保している学校教育の質に対する社会的な信頼や専門職としての教育職員の地位に関する制度的保障を損ねることになる。 行政手続の負担の軽減は、既に平成10年の教育職員免許法改正により、都道府県教育委員会による許可から届出に簡素化している。上記のような届出上の重大な影響を考慮すれば、さらなる行政手続の負担の軽減は、書類の軽減や届出手段の工夫を都道府県教育委員会に疑義などの運用によって行うことが適当である。		6【文部科学省】 （4）教育職員免許法（昭24法147） （１）特別非常勤講師の任用に係る届出（3条の2第2項）については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に2018年中に周知する。 ［措置済み（平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）］
223	本提案の趣旨を踏まえて明確に整理を行っていただいたものであり、了承することとしたい。 また、上記の整理を踏まえ、現行制度上で実現可能な範囲について、文書等で自治体へ広く周知されることをお願いしたい。	–	–	–	【全国知事会】 所管省からの回答は、「現行制度上でも実現可能」となっているが、提案団体の提案が真に実現可能か、提案の趣旨を十分確認すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	○「生徒がいる教室に当該教科の免許状を有する教員が配置されている状況であれば、オンデマンド教材の使用は可能であるとのことであるが、そのように限制していない自治体も存在したとから、その旨を自治体に対し通知で平成30年中に周知していただきたい。	文部科学省では、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月14日）を策定したことから、これについて都道府県教育委員会、市町村教育委員会や学校法人等の学校設置者、及び、学校設置者を通じて各学校へ通知する予定。（今月中に通知を発出予定） この通知の中で、今回の提案の内容は、現行で実施可能である旨を記載する予定。	6【文部科学省】 （1）学校教育法（昭22法26） 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に2018年中に通知する。 ［措置済み（平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知）］

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
230	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育施設の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれかの資格を有する必要があるが、平成31年度末では経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置と、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	飯山市	－	旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山県市、恵那市、田原市、東津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮窪市、松浦市、熊本市、九州地方知事会	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は国方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は認識しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をフル保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、要承とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足するので、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併考が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を鑑みると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずも方方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○企業主導型保育事業の普通等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数をと設っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込みないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を奨励しているところでありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5．1ふとなっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策とも支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携型認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状況となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができて、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○保育需要が高まるなか、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許（有効な状態）・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用（非正規）職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職（離職）等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障きたす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.3%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併考している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約93%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併考している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して幾年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ、特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人（約6%）である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと定員の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれ資格を有する必要があるが、平成31年度末では経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることが出来る。当市としても、経過措置期間内に施設に対し、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないことと、幼稚園教諭の養成機関が限られていると、受講希望者に対し、定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに40施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に国方（保育士・幼稚園教諭）の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な保育者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H22以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会（全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟）から「両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。（H30.8.18 国へ要望済み）	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい等の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
230	平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対処願いたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声があがっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。	6【文部科学省】 （5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
276	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭と幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有要件（経過措置）の見直し	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。 経過措置として、平成31年度末までは1/2それぞれの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。	平成32年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない者は保育士も勤務いなければ保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。 本案では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、別大2校と受講できるよう受付窓口を拡大したところであるが、その他、通信教育や県内大学の受講での対応分を含めても、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。 このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数出に、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定子ども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。 （大分県の状況） ・31年度末までに受講しなければならない人数：529人（A） ・31年度末までに確実に受講できる人数　　：340人（B） ・未受講となるおそれのある者　　：189人（C＝A－B）	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、「恒可から5年間」に改正することにより、幼保連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年6月15日法律第77号）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案（事務局：大分県） 【添付資料】 「幼稚園教諭免許更新講習ニーズ調査結果」	旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、浦安市、山梨市、豊田市、田原市、亀津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員を2つ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3要件満足の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格要件を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の質い手となる人材が不足するので、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で計画を立て免許の更新を行なっているが、県内で受講できる学校がないことや、園の開所日に講習があるため、代替教諭が確保できず、計画どおり更新できていない。 ○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており改正を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、申請したのに受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されたとは言い切れないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の広さを得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○　本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところであります が、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となって居り、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5．13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を満たすことが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者いる、それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状況となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許（有効な状態）・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用（非正規）職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、条件（雇用）等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で94.3%、非正規職員も含めると施設全体では89.3%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○本市においても同様の支障事例がある。大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ、特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人（約6%）である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得のあと現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化しているので、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方（保育士・幼稚園教諭）の資格を必要とする同施設においては、人材不足の要から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい等の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
276	○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念 仮に経過措置期間がこのまま終了してしまった場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配置基準上の常勤者として算入できなくなるため、施設としては園児の保育定員を減らさざるを得ない状況になる。そうなれば、新規児童の受入れが困難になるばかりでなく、場合によっては転園待機等も必要になることから、広く地域住民に影響をあぼすことが懸念される。また、市町村においては施設整備等により定員増を図っている中で、本経過措置終了による定員減に伴い、市町村として保育の需要調査を行う責務を負っているにも関わらず、その責務の遂成を妨げられるほか、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇が決定（異動や賃金減など）することも懸念される。 ○関係団体からも実現を求める声 本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が強く出されており、内閣府子ども・子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じることは自明である。 ○大分県の実情 大分県では、保育団体等とも連携し、幼免更新講習を受講できるよう養成校等に新たな開講を働きかけているが、これ以上の受講定員増は大変厳しい状況にある。現行の幼児教育・保育体制を確保するためには、未受講者に対し1年度中に他県や通信教育での受講を加速度的に求めざるを得ないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能となるため、速やかに延長する旨を公にしていただきたい。 ○潜在保育士の活用も可能に また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の救済だけではなく、潜在保育士に対しても32年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設としても未受講の潜在保育士の採用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を即戦力として活用することが可能になる。 ○他団体提案の実現も 加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、豊中市（管理番号194番）や飯山市（管理番号230番）が指摘しているように今後支障が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していただきたい。	–	–	–	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声があがったれており、延長をげわなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。	6【文部科学省】 （5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び厚生労働省）

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
297	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理における マイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理に おける「所得区分」を収集可能とし ていただきたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。 また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第80条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第一の9の項及び119の項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	－	秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、宮都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	○本属においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。 事務手続の負担に比べ、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。 明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。 ○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。 特に、各国民健康保険組合においては、送付まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。 ○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。 所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。 照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。 ○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。 ○受給者証の発行が遅れため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながるとおい。 ○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。 ○現在、所得区分（適用区分）は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。 しかしながら、所得区分（適用区分）の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。 ○高額療養費の限度額適用区分（所得区分）の郵送での照会には過剰ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。 ○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。	【内閣府、総務省】 まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者（申請者）が実施機関（都道府県等）を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。 そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。
305	B　地方に対する規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている（国立大学法人法第34条の2）ことから、公立大学法人においても国立大学法人同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることができるようになるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。 そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることができるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の充実を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条が「附帯する事業」の範疇ではないため、その設置ができない状況にある。 この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用（土地の第三者への貸し出し等）による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の一層の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色をさらに取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の一層の向上が期待できる。	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	指定都市市長会	－	秋田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大阪府、岡山県、下関市、山陽小野田市、北九州市、宮崎市、沖縄県	○直近の法改正（H30.4施行）により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に係る努力義務（経営努力）が新たに課されるなど、財源の適切かつ効率的な使用が求められているなか、法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効な活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考える。 ○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。	○　公立大学法人における土地等の所有財産の貸付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を行うにあたり必要とされる場合には現行法上でも認められているところであり、「具体的な支障事例」にあるコンビニの設置についても、業務に支障がない場合に限り、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生などの福利厚生のための施設として設置することは認められる。 ○　現行法上認められていないその他の具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
297	本市としては、現行の保険者照会の事務手続きについては、これまで回答してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感をもって対処していただくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。	－	－	－	【全国知事会】 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報を はじめ対象を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、 ・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金給付関係分のみ、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。 【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】 ○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、 ・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険法等の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。	【内閣府、総務省】 厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 申請者の所得区分情報を情報連携により取得する場合の事務フローを精査したところ、地方公共団体及び各保険者においてシステム改修を行う必要がある旨が寄せられ、各保険者における中間サーバーへの所得区分情報の事前登録に要する事務負担が増大することや、一部の事務については、従来どおり都道による連絡を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を並行して行うことによりかえって事務が繁雑になること等の課題が懸念されているところ。 これらを踏まえ、地方公共団体及び保険者における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請に係る事務負担を軽減できるよう、情報連携以外の対応も含め、関係部局で協力しながら検討を行う。	6【文部科学省】 （14）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則之条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。 （関係府省：内閣府、総務省、財務省及び厚生労働省）
305	具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げていたが、各府省からの回答は「業務に支障がない限り、福利厚生のための施設として設置することは認められる」と思い知要が示されており、その他の事例についても、公立大学法人の自主的な判断により、その有効活用が可能となることで、貸度の有効活用に一定の乖離があると考えている。 しかし、国立大学法人においては、駐車場のための土地の第三者貸付を企画公募する事例も実際に出てきており、公立大学法人においても、土地等の第三者貸付について潜在的な支障事例やニーズが存在していると考えられる。 今回の提案内容は「公立大学法人においても国立大学法人と同様に、法人業務に関わらない使途でも、土地等の第三者貸付が可能となるよう法改正を求めるもの」であり、公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となり、必要な財務基盤の強化が図られ、教育研究水準の一層の向上に寄与するものと考えており、引き続き、法改正を提案する。	－	【秋田県】 検討状況を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携のと、改善策について検討する。」とのことだが、できるだけ早く現行制度における支障事例や制度改正のニーズ等を把握していただきたい。それを踏まえて法改正をすべきではないか。 ○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由（公立大学法人特有の事情）が無い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をすべきではないか。	提案団体からの提案内容や、提案募集検討専門部会からのヒアリングを踏まえ、平成30年8月3日付事務連絡において、各公立大学法人に対して土地等の第三者への貸付けに関するニーズ調査を実施したところである。（締切：9月19日） 本調査結果を踏まえ、関係省庁と連携のと、法改正を含めた対応策について検討してまいりたい。 なお、提案団体から支障事例として指摘のあった、教職員や学生などの福利厚生施設としてのコンビニ設置については、大学の設置・管理に「附帯する業務」（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第7号）として現行法上も認められている旨を周知徹底してまいりたい。	6【文部科学省】 （9）地方独立行政法人法（平15法118） 公立大学法人が所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。 ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に2018年中に通知する。 （関係府省：総務省） ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。 （関係府省：総務省）